

授業コード	JP25040010	開講年度・学期	2021年度後期
科目授業名	刑事模擬裁判		
英語科目授業名	Criminal Mock Trial		
科目ナンバー	JAPRA9909	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	実習
担当教員氏名 (代表含む)	高見 秀一		
科目の主題	刑事実務家としての能力は、公訴提起後は実際の刑事法廷（公判前整理手続を含む）で示されることになる。その実際の手続を自らの頭で考えながら経験して、刑訴法、刑訴規則、及び刑事手続に関する裁判例等の理解を深めることを主題とする。		
授業の到達目標	ある窃盗事件の被疑者が公判請求されたことを前提に、各訴訟当事者が、各段階の手続で行うべき行為、法廷での訴訟行為等について、具体的事例に則してロールプレイさせ、問題点への対処方法を自分の頭で考えさせるとともに、実務家法曹として要求されるスキルの基本的部分を習得させる。		
授業内容・授業計画 ①	<p>講義等の計画 （履修登録者数に応じ、内容を適宜変更することがある。変更する場合は、初回または2回目の授業でその内容を説明する） なお、ロールプレイの進捗状況等によっては、いずれか1回の授業に替えて、教員が担当する具体的事件（証人尋問期日など）の法廷傍聴を行う場合がある。</p> <p>(1) 司法研修所刑事裁判教官室編集の「刑事第一審公判手続の概要-参考記録に基づいて-平成21年版」に基づいて、公訴提起後の一件記録の編綴の仕方、記録の読み方等について解説。 授業後、各チーム編成をさせる。 上記記録についての解説DVD（司法研修所から各ロースクールに1巻送付されたもの）を用いて、手続の流れについて解説すると共に、根拠規定（条文）を質問し、答えさせる（その1回目。主として公判前整理手続の部分）。</p> <p>(2) 上記記録についての解説DVD（司法研修所から各ロースクールに1巻送付されたもの）を用いて、手続の流れについて解説すると共に、根拠規定（条文）を質問し、答えさせる（その2回目。主として公判手続の部分）。</p> <p>(3) 上記参考記録に基づいて、ロールプレイを行い、冒頭手続から再現してみる。その中で、冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続の各手続で行う手続及びその順序を再確認させる。 参考記録中の証人尋問手続も再現させ、異議申し立ての方法、理由、判断の手続を理解させる。 第3回の授業終了時に、検察官チームに延長後の勾留満期時点までの送致記録（模擬裁判で用いる事件のもの）を交付し、第4回の授業の前までに、検察官チームに、起訴状を作成させる。 併行して、第4回の授業の直後に証明予定事実記載書を提出し、証拠調べ請求ができるように準備させる。</p> <p>(4) 前回に引き続いて、参考記録中の被告人質問調書に基づいてロールプレイで再現する（参考記録を用いる授業は最終回）。 検察官チームは、模擬裁判記録に基づいて作成した起訴状を裁判所に提出。弁護人は、公判前整理手続に付する請求をし、裁判所は公判前整理手続に付する決定をする。 証明予定事実記載書の提出及び証拠調べ請求（証拠等関係カードも作成する）の期限を決め、次回までに、検察官請求証拠の開示をさせておく。その後弁護人は証拠一覧表の交付請求。 （次回以降は、すべて模擬裁判記録に基づくロールプレイになる。）</p>		

<p>授業内容・授業計画 ②</p>	<p>(5) 第1回公判前整理手続のロールプレイを行う(被告人も出頭する)。起訴状に対する求釈明、証明予定事実記載書に対する求釈明を行わせる。 次回までに、期日間で類型証拠開示請求を行わせ、検察官は、開示が必要と思われる類型証拠を開示する。 (6) 第2回公判前整理手続期日のロールプレイを行う。類型証拠開示請求に関するやりとりを行う。類型証拠の開示が完了していれば、検察官証拠請求に対する弁護士証拠意見及び弁護人の予定主張を明らかにさせる時期を決める。裁定請求がある場合は、遅くとも第3回公判前整理手続までに請求をさせる。 (7) 第3回公判前整理手続のロールプレイ。裁定請求に対する判断も行う。弁護士証拠意見・予定主張提出(できるだけ期日前に)。それをふまえての、検察官の立証計画(証人尋問請求等)。 (8) 第4回公判前整理手続のロールプレイ。裁判所の証拠採否決定等を終わらせる。争点を確認し、審理予定を確定し、公判前整理手続を終了させる。 (9) 第1回公判手続(冒頭手続及び証拠調手続-書証・証拠物の取調まで-)のロールプレイ。冒頭手続、検察官及び弁護人の冒頭陳述(ビデオに収録)、同意書証の取り調べ。証拠物の取り調べ。 (10) 第2回公判手続で行う証人尋問のロールプレイ。証人尋問に関する異議申立及びそれに対する判断の手続等も行う。 (11) 第3回公判手続で行う証人尋問のロールプレイ。 (12) 第4回公判手続。被告人質問のロールプレイ。証拠調手続を終了する。 (13) 第5回公判手続。論告・弁論・最終陳述(ビデオに収録)。弁論終結。 (14) 第6回公判手続。判決宣告。 その後全体講評をする。それまでの手続についての疑問点・質問等を挙げさせ、それについて議論させ、解説する。ケースセオリーについて説明し、可能であればブレンストーミングを行う。 (15) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習の内容</p>	<p>手続が進行していく過程で、各当事者が何を行い、どんな書面を作成し、どんな尋問準備をするのか等、常に準備事項が発生してくるので、それらについて準備するとともに、事後には、自分が準備した事項について、どこを改善すべきかについて振り返ること。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 学年末に筆記試験も実施する。平常点(各場面で作成する書面の内容を50%、各ロールプレイにおける訴訟行為の内容を50%として総合評価する)に、筆記試験の結果を加味して評価を行う。 配点は、平常点を60点とし、筆記試験を40点とする。</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>手続きの進行に応じた各段階で訴訟当事者が何をするのかを体験しながらの学習ができます。その際、準備の必要に迫られて、刑事訴訟法と刑事訴訟規則の条文を見る(読む)こととなりますから、各条文の中身(各条項の文言の意味)が、具体的に頭に入ってきますし、体感として理解できるので、刑事訴訟手続の理解にとっては、大変役に立つ授業になると思います。疑問点などがあれば、積極的に質問してください。緊張しつつ、ですが、楽しくやってみましょう。</p>
<p>教材</p>	<p>司法研修所監修の「刑事第一審公判手続の概要-参考記録に基づいて-平成21年版」(法曹会)を教科書として指定する。 模擬裁判に用いる資料は、担当教員が事前に配布する。 なお参考書として、現役裁判官と元裁判官の弁護士・研究者が執筆を担当している『刑事訴訟法における学説と実務-初学者のために』守屋克彦編著(日本評論社、2018年)を推薦する。</p>